

海上保安廳法 案

第一章 組織

第一條 港、灣、海峡その他の日本國の沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、運輸大臣の管理する外局として海上保安廳を置く。

河川の口にある港と河川との境界は、別に法律でこれを定める。

第二條 海上保安廳は、船舶の安全に関する法令の海上における執行、船舶職員の資格及び定員、海難救助、海難調査、水先人、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を掌る。

従系運輸大臣官房、運輸省海運總局の長官官房、海運局、船舶局、及び船員局、海難審判所の理事官、燈台局、水路部並びに他の行政機關の所掌に属する事務で前項の事務に該当するものは、海上保安廳の所掌に移るものとする。

のとする。

第三條 海上保安廳のすべての職員は、任用、懲戒その他人事管理に関する事務については國家公務員法の定めるところによる。

一 海上保安廳の職員は、一万人を超えてはならない。

第四條 海上保安廳の船舶は、航路標識を維持し、密貿易を防止し、遭難船員に援助を與え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造設備及び性能を有する船舶をなければならぬ。

海上保安廳の船舶は、港内航を除いて、その隻数において百二十五隻を超えてはならず、その全トン数において、五万総トンを超えてはならず、又、そのいづれも千五百排水トンを超えてはならず、又、十五ノット以上の速力を有するものであつてはならない。

海上保安廳の船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を附し、國旗及び海上保安廳の旗を掲げなければならぬ。

第五條 海上保安廳に長官官房、保安局、水路局及び燈台局を置く。

昭和廿參年參月拾八日
次官會議決定案

第六條 長官官房においては、左の事務を掌る。

- 一 職員の仕事、分限、懲戒、教養、訓練その他進退身分に関する事項
- 二 長官の官印及び封印の管理に関する事項
- 三 所管行政に関する調査、企画及び考査一般並びに総合調整に関する事項

四 公文書類の授受、送達、編さん及び保存に関する事項

五 統計報告の調製に関する事項

六 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項

七 海上保安廳の中他局の所管に属しないう官有財産及び物品に関する事項

八 航海法及び船舶交通に関する信号に関する事項

九 船舶の安全に関する法令の海上における動行並びに船舶職員が其の職務に必要とする事項

十 船舶交通の障害の除去に関する事項

十一 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を安

する場合における必要を援助に関する事項

十二 海難の調査に関する事項

十三 海難審判所に対する各料の請求及び海難審判所の裁決の執行に関する事項

十四 海上保安廳以外の者が海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項

十五 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する事項

十六 水先人及び水先業務の監督に関する事項

十七 沿岸水域における巡視警戒に関する事項

十八 海上における密貿易、不法入出國その他の犯罪の予防及び鎮圧に関する事項

十九 海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項

二十 海上における暴動及び騒乱の予防及び鎮圧に関する事項

二十一 海上保安廳の使用する陸地施設、通信施設及び船舶の管理及び運用

に引く事項並びに規則、検査所その他に於ては、其の業務を行ふ場合に
あつる当該行政官に對する海上交通の便宜の付与を命ずる事項

十五 日本陸軍警察及び市町村警察(以下警察官と稱す)は、統制、檢
査所その他関係行政官との間における協力、互助及び連絡に關する事項
第十八條 水路局に於けるは、左の事務を掌る。

- 一 水路の測量及び海象の觀測に關する事項
- 二 水路の通航及び航空圖誌の調製及び供給に關する事項
- 三 船舶交通の安全のために必要なる事項の通報に關する事項
- 四 前各号に掲げる事項の調査及び研究に關する事項
- 第九條 燈台局に於けるは、左の事務を掌る。
- 一 燈台及び他の航路標識の建設、保守、運用及び用器に關する事項
- 二 燈台その他航路標識の附屬の設備による氣象の觀測に關する事項
- 三 海上保安廳以外の方で燈台その他航路標識の建設、保守又は運用を
行ふもの監督に關する事項

第十條 海上保安廳に長官一人を置く。

海上保安廳長官は、運輸大臣の指揮監督を受け、總務を統理し、所部の
職員を指揮監督する。但し、運輸大臣以外の人又は法律總裁の所管に属
する事務については、各々その大臣又は法律總裁の指揮監督を受ける。

第十一條 海上保安廳の各所に局長一人を置く。

局長は、長官の命を受け、局務を掌理し、局長公署の事務を指揮監督する。

第十二條 運輸大臣は、必要と認めらるる地に事務所を置き、海上保安廳の事務
を分掌せしむることとせらる。

第十三條 海上保安廳水路局長は、水路告示を發することとせらる。

第十四條 第九條第一号乃至第五号及び第七号乃至第十号に掲げる職務、

水路の測量、海象の觀測、燈台その他航路標識の保守及び運用並びに氣象
の觀測の業務を行はせらるるため海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安官は、第九條又は第十條の規定に従ひ任命されたる海上保安
官の職員のうちから運輸大臣がこれを命ずる。

第十五條 海上保安官がその法律の定めるところにより法令を執行に關する
事務を行う場合には、その権限については、当該海上保安官は、各々その

法律の施行に関する事務を所管する行政官廳の当該官吏とみなされ、当該法律の施行に関する事務に關し行政官廳の制定する規則の適用を受けるものとする。

第十六條 海上保安官は、第七條第四号に掲げる職務を行うための必要があるとき又は犯人を逮捕するに當り必要があるときは、附近にある人に対して協力を求めることができる。

第十七條 海上保安官は、その職務を行うための必要があるときは、船長又は船長に代つて船長を指揮する者に対し、法令により船舶に備え置おくべき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出港港又は出港地、目的地又は目的地、積荷の性質又は積荷の品名その他船舶、積荷及び航海に關した事と認めざる事項を確かめしめ、且つ、乗組員及び旅客に対しその職務を行うために必要を要するものがあるときは、

海上保安官は、前項の規定により陸検検査をし、又は質問するときは、制服を着用し、又はこの身分を示す証票を携帯しなければならぬ。

第十八條 海上保安官は、その職務を行うための四用カ情状から真にやむを得ないときは、その職務の執行につき他の法令に定めのあるものの外、左に掲げる処分をすることが出来る。

- 一 船舶の進行を停止させ、又はその出港を差し止めること。
- 二 航路を変更させ、又は指定する港に回航させること。
- 三 乗組員、旅客その他船内にある者を下船させ、又はその下船を制限し、若しくは禁止すること。
- 四 積荷を陸揚させ、又は積荷の陸揚を制限し、若しくは禁止すること。
- 五 船舶が危険若しくは調査を受けるとき、又は抑留の必要若しくは人命に對し危険であるとき当該船舶と他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること。

第十九條 海上保安官は、その職務を行うため、武器を携帯することが出来る。

第二十條 海上保安官は、その職務を行うに當り、常に自己又は他人の生命又は身体の保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を

使可し又は日びらざらざらざら

第二十一條 運輸大臣は、第三條又は第六條の規定に従い任命され、海上保安廳の職員の中から港長を命ずる。港長は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、港則法に規定する事務を掌る。

第二十二條 運輸大臣は、第三條又は第六條の規定に従い任命され、海上保安廳の職員の中から海難審判官を命ずる。

第二十三條 海上保安廳の職員は、國家公務員法に關する法令に觸れない範圍内で運輸大臣がこれを定める。

第二十四條 航路標識を維持し、密貿易を防止し、及び遭難船員に救助を要するたつ、海上保安廳長官は、必要に感じ船舶の基地及び担任区域を定めらる。

第二十五條 この法律のいかなる規定も海上保安廳又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めらるものとし、これを解散してはならない。

第二章 海上保安委員会

第二十六條 海上保安制度の運用及び改善に關する事項を審議するため、海上保安廳に海上保安委員会を置く。

海上保安委員会は、これを中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会とする。

中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会は、海上保安廳長官の諮問に應ずる外、海上保安制度の運用及び改善に關し海上保安廳長官に建議することができる。

第三章 兵助

第二十七條 海上保安廳及び警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、邊境を確保し、及び、犯罪の予防若しくは鎮壓又は犯人の捜査及び逮捕のため必要があるときは、相互に協議し、且つ、關係職員の派遣その他必要の協力を求めることができる。

前項の規定による協力を求められた海上保安廳、警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、できるだけその求めに應じなければならない。

第二十八條 前條の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政

艦の指揮を受けなければならぬ。

第四章 補則

第二十九條 海上保安廳長官は、その職権の一部を所部の職員に委任すること
ができる。

第三十條 海上保安廳長官に事故のあるとき、又は、海上保安廳長官が欠け
たときは、海上保安廳の職員が、予め運輸大臣の定める順序により、臨時
に海上保安廳長官の職務を行う。

第三十一條 二級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、
海上における犯罪につき刑事訴訟法第二百四十八條に規定する司法警察官
の職務を行い、三級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安
官は、海上の犯罪につき同法第二百四十九條に規定する司法警察官の職務
を行う。

第三十二條 巡視警戒に任ずる船舶の乗組員は、労働組合法第四條第一項及
び労働関係調整法第三十條の規定の適用については、これを警察官と
みなす。

第三十三條 この法律に定めらるものの外、海上保安廳の職員の種類及び所掌
事項、海上保安委員会の組織、委員の資格及び任期その他海上保安廳の職
員及び海上保安委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

第三十四條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日
は、昭和二十三年五月一日以後であつてはならぬ。

第三十五條 海上保安廳は、当分の間、海軍艦艇の保管に關する事務を掌る。
前項の事務は、海上保安廳兼其保安局の所掌とする。

第三十六條 海上保安廳の職員に關する人事委員会規則が制定されるまでは、
海上保安廳のすべての職員の人事管理に關する事項については、第三條第
一項の規定にかかわらず、なお政府職員に關する従前の例による。

第三十七條 この法律のいかなる規定も、予算がないのに、この法律に規定
する機能及び活動を行うために、その際の職員の定員を超えて職員を採用
することを認めるものと、これを解釈してはならない。

第三十八條 燈台附給船第十八号正丸（二十五総トン）及び水路測量船茶谷

(二千二百七噸トシ)は、第四條第一項の規定にかかわらず、その積荷の間に限り、その一隻当りトシ数において千五百排水トシを超えることのできる。

第三十九條 この法律施行の際現に存する法令へ連合國最高司令官の指示に従ひ制定された法令を除く。この規定でこの法律の規定に反するものは、その効力を失ふ。

第四十條 運輸省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「運輸大臣ハ」の下に「海上保安廳ノ所掌ニ属スル事項ヲ除クノ外」を加ふる。

第三條中「海運總局ノ主管ニ属スルモノヲ除ク」を削る。

第五條第一号中「水路、航路標識」及び同條第四号を削り、同條第五号を第四号とする。

第四十一條 海運官制の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「航路」他ノ水運ニ關スル事項但シ航路標識ニ關スル事項ヲ除ク」を「其ノ他ノ水運ニ關スル事項但シ海上保安廳ノ所掌ニ属ス

ル事項ヲ除ク」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五條を削り、第六條を第五條とする。

第四十二條 海難審判法の一部を次のように改正する。

第十七條及び第十八條 削除

第二十八條中「地方海難審判所」の下に「の所在地を管轄する海上保安廳法第十二條に規定する海上保安廳の事務所（以下單に海上保安廳の事務所といふ。）」を加ふる。

第二十九條中「高等海難審判所」を「海上保安廳保安局」に改める。

第三十條中「地方海難審判所」を「海上保安廳の事務所」に改める。

第五十四條中「高等海難審判所の理事官」を「海上保安廳保安局の理事官」に改める。

第五十八條 高等海難審判所の裁決は、海上保安廳保安局の理事官が、地方海難審判所の裁決は、当該地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳の事務所の理事官がこれを執行する。

第四十三條 燈台官制及び水路部官制は、これを廢止する。